

# 令和8年度 出雲崎町奨学金貸与要項

## ○趣 旨

出雲崎町奨学金は、教育の機会均等の趣旨に基づき、修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸与して、在学中勉学に専念することのできるよう援助を与えることを目的としています。

## 1. 申込資格（次のすべてに該当すること）

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）、専修学校（専門課程で修業年限が2年以上）、短期大学、大学または高等専門学校のいずれかに在学する方
- (2) 出雲崎町に住所を有する方の子弟であること
- (3) 経済的理由により修学が困難であること

## 2. 貸与月額及び貸与期間

- (1) 貸与月額（無利子）

ア	高等学校、高等専門学校の1年～3年	10,000円
イ	県内の専修学校、短期大学、大学、高等専門学校の4年、5年	30,000円
ウ	県外の専修学校、短期大学、大学、高等専門学校の4年、5年	50,000円
- (2) 貸与期間  
令和8年4月から最短修業年限の最終月まで

## 3. 連帯保証人及び保証人

- (1) 連帯保証人は申請者の保護者等
  - (2) 保証人は独立した生計を営む成年（債務を弁済する能力を有する方）
- ※貸与決定後、連帯保証人及び保証人それぞれの印鑑証明書が必要です。

## 4. 申請時に提出する書類

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）※出身校長又は在学する校長が作成
- (3) 合格通知の写し（在学中の方は在学証明書）
- (4) 世帯全員の住民票
- (5) 保護者（両親又は後見人）の収入がわかる書類  
令和7年分の源泉徴収票（給与所得）また確定申告書（自営業者等）の写し。  
提出いただいた書類は奨学生の選考に使用し、返却いたしません。

## 5. 提出期限及び提出先

令和8年3月31日（火） 出雲崎町教育委員会 教育課 学校教育係

裏面もご覧ください。

## 6. 採用決定の時期と通知方法

- (1) 採用決定の通知時期は、5月中です。
- (2) 採用決定は、教育委員会の選考に基づき町長が決定します。

## 7. 採用決定後の手続きについて

採用された場合は、採用の通知と一緒に下記の書類を送付しますので、期限までに提出してください。提出がない場合は、奨学生を貸し付けることができません。

- (1) 借用証書
- (2) 誓約書
- (3) 口座振替申込書（奨学生名義）
- (4) 印鑑登録証明書（連帯保証人及び保証人）

## 8. 奨学生の貸与時期

毎月 10 日（金融機関の休業日に当たるときはその前日）に指定口座に振り込みます。

## 9. 返還　※貸与終了後、関係書類を送付します。

- (1) 返還期間は 10 年以内で、年賦払い、半年賦払いが選べます。
- (2) 奨学生は貸与の終了した、翌月から 1 年間返還猶予します。ただし繰り上げて返還することができます。

この返還金は直ちにその年の奨学生となり、後輩に貸与されます。返還が確実に行われないと、奨学生貸与に重大な支障を来すことになります。

貸与を受けた本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還を請求します。

- (3) 奨学生の返還を正当な理由がなく怠った場合は、延滞金（滞納額の年 7.3%）が課せられることがあります。

## 10. その他の奨学生

大学生（短大を含む。）や専門学校生を対象とした奨学生については、日本学生支援機構（JASSO）の奨学生が充実しており、返済不要の給付型奨学生もあります。また、新潟県の奨学生制度もありますので、町奨学生を申請する前に併せてご確認ください。

申請先・お問い合わせ先

出雲崎町教育委員会 教育課 学校教育係

〒 949-4342 新潟県三島郡出雲崎町大字米田 281 番地 1

電話 0258-78-2250 fax 0258-78-4559